

(諮問第95号)

広聴カード及び広聴メールの一部公開決定に係る審査請求に対する個人情報の保護及び情報公開審査会の答申

## 1 審査会の結論

「年末年始の公園施設の閉鎖及び野宿者対応に関する広聴メール及び広聴カード(2014年～2015年分)」に関する公開請求に対する一部公開決定のうち、広聴カードにおける「区長への手紙」の「件名」を非公開とした部分は妥当ではなく、これについても公開すべきである。

## 2 審査請求及び審査の経緯

- (1) 本件審査請求人(以下「請求人」という。)は、平成29年7月7日、渋谷区情報公開条例(以下「条例」という。)5条に基づき、条例の実施機関である渋谷区長(以下条例の実施機関である場合は「実施機関」と、それ以外の場合は「区長」という。)に対し、「年末年始の公園施設の閉鎖及び野宿者対応に関する広聴メール及び広聴カード(2014年～2015年分)」について公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、平成29年7月21日付けで決定期間を同年7月28日まで延長する決定をし、請求人に通知した。
- (3) 実施機関は、平成29年7月28日付けで上記公開請求に対して、一部公開の決定を行い、同日付けで請求人に通知した。公文書の件名、請求に応じられない部分及びその理由は次のとおりである。

### ① 平成27年1月5日分「区長への手紙」について

#### ア 職員の印影

職員の印影を全部公開の取扱いに変更した以前(平成27年8月31日以前)に作成されたものに係るものは、偽造等(不正使用)のおそれがあり、公開することにより当該職員の生活及び財産に不利益を及ぼすため

(条例6条4号該当)

② 年末年始の公園施設の閉鎖及び野宿者対応に関する広聴カード (2014年～2015年分)

ア 職員の印影

上記①アと同じ。

イ 差出人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、件名の一部

差出人の氏名、住所、電話番号、メールアドレスは、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。また、件名の一部は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため (条例6条2号該当)

③ 年末年始の公園施設の閉鎖及び野宿者対応に関する広聴メール (2014年～2015年分)

ア 職員の印影

上記①アと同じ

イ 差出人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、添付ファイル名

個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。(条例6条2号該当)

ウ 差出人のメール本文

個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが差出人の主張や自由意見などが記載されており公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため (条例6条2号該当)

(4) 請求人は、平成29年10月23日、主張は全て口頭意見陳述の際に行うとし、広聴カード及び広聴メールの一部公開決定の取消しを求めて、区長に審査請求を行った。

(5) 平成29年11月17日付けで実施機関が、弁明書を提出し、「請求人の主張や趣旨は判然としないが、その内容からは、本件審査請求は、主として、広聴カードを部分公開決定した点が違法又は不当であるとして、その取消し

を求めるものと解される」とした上で、決定内容の適法性・妥当性を主張した。

(6) 平成29年11月29日付けで請求人から、これに対する反論書が提出された。

(7) 平成30年1月15日付けで区長から、条例に基づく諮問を受けた。(諮問第95号)

(8) 令和2年7月6日、実施機関からの意見聴取が実施された。

(9) 令和2年8月5日付けで請求人から、口頭意見陳述を希望しない旨の書面が提出された。

(10) 令和2年8月24日以降、審査会において本諮問案件について審査が行われた。

### 3 審査会の判断

#### (1) 事実関係について

先行する事案である答申67号で問題となった「区長への手紙」とは、区民から寄せられた区政に対する意見、要望又は苦情であって、年間800件ほど送られてくる。その上で、誰が手紙を書いたか推測されないよう配慮しながら、冊子「広聴相談この一年」に概要をまとめて掲載することになっていた。

他方で、「区長への手紙」に関する事務処理要綱によれば、「区長への手紙」とは別に「広聴カード」が存在しており（これは、区民からの事務的な問い合わせに係る「広聴メール」とも別物である）、「区長への手紙」を事務処理する上で、担当部局に送るための送付文もしくは決裁をとるための原議として用いられていた（これに「区長への手紙」本体が、別紙として付されていた）。本件は、この「広聴カード」について争った事案である。

現在では、従来の広聴カードが廃止され、原則として渋谷区役所ホームページ上の「区長への手紙」専用フォームで対応しており、その際区民自らが件名を記入する形になっている。そのため、区民からの広聴メールともども、その件名が

個人識別性を帯びていたり、識別性はないにしても個人の権利利益を侵害する内容を含んでいたりする可能性を否定できない。しかし、如上の審査の経緯により、本件で請求人が争おうとしたのは、かつての「広聴カード」の、とりわけ実施機関が記した件名の公開の是非であるとみられるから、以下ではこれについて判断する。

(2) 条例6条2号該当性について

本件において、実施機関は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることを理由として（条例6条2号該当）、広聴カードの件名を非公開とした。

しかし、広聴カードの場合、件名を含めて、あくまで実施機関の判断による要約的記述であって、件名を公にすることで個人の権利利益の侵害のおそれがあるとは考えにくく、私信性の強い「区長への手紙」本体を問題とした答申67号とは事案が異なっている。また、問題となった件名を個別に見分（インカメラ審査）した結果、そこに個人識別情報は含まれていないことを確認した。

よって、請求人の主張の通り、広聴カードにおける件名の部分も、公開されるべきだと考える。

以上により、当審査会は、本件の異議申立てについて表記のとおり結論するものである。

令和3年6月28日

渋谷区個人情報の保護及び情報公開審査会

石川 健治（会長）

府川 繭子

藤ヶ崎 隆 久  
松 居 智 子  
松 村 雅 生